

病床整備計画について

平成27年9月30日現在の既存病床数等

1 病床を整備しようとする施設

- (1) 名 称 知多小嶋記念病院
 (2) 所在地 知多市新知字永井2-1
 (3) 診療科名 内科、整形外科
 (4) 開設者 医療法人贈恩会

2 病床種別

一般病床及び療養病床

3 増床計画病床数

227床（一般病床104床、療養病床123床）

(参考) 関係法令等

○医療法第7条第1項

病院を開設しようとするとき、医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者(同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」という。)及び歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者(同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了歯科医師」という。)でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師(保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第十五条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第三項の規定による登録を受けた者に限る。以下この条、第八条及び第十一条において同じ。)でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事(診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条、第二十七条及び第二十八条から第三十条までの規定において同じ。)の許可を受けなければならない。

○愛知県病院開設等許可事務取扱要領

(審査基準)

第4 所管保健所は、次の基準を満たさないものに対しては、計画を自粛するよう指導する。ただし、診療所の病床については、この基準のうち第2号及び第3号は適用しない。

- ① 工事を必要とする場合、原則として許可後1年以内に確実に着工できる見込みがあること。なお、特に、資金計画において無理がない計画であることを確認すること。
- ② 開設許可病床に対する病床利用率が原則として80%以上であること。ただし、特定病床計画にあつては、増床によらなければ目的の病床整備が図られないことを確認すること。
- ③ 医師、歯科医師及び看護師について医療法の標準数を満たしており、かつ、増床に対応して確実に充足する見込みがあること。
- ④ 計画者が既に病院等を開設している場合は、直近の医療監視員による立ち入り検査において指摘された不適合事項が改善されていること。

基準病床数及び既存病床数				
病床種別	区 域	基準病床数 (平成23～27年度) A	既存病床数 (平成27.9.30現在) B	差引数 C=A-B
一般病床及び 療養病床	名古屋医療圏	15,388	20,009 (20,030)	△ 4,621 (△4,642)
	海部医療圏	1,964	1,940	24
	尾張中部医療圏	862	862	0
	尾張東部医療圏	3,558	4,555	△ 997
	尾張西部医療圏	3,586	3,554	32
	尾張北部医療圏	4,854	4,849 (4,852)	5 (2)
	知多半島医療圏	3,473	3,093	380
	西三河北部医療圏	2,900	2,383	517
	西三河南部東医療圏	2,860	2,295	565
	西三河南部西医療圏	4,676	4,580 (4,621)	96 (55)
	東三河北部医療圏	630	494	136
	東三河南部医療圏	6,444	6,424	20
	計	51,195	55,038 (55,103)	△ 3,843 (△3,908)
精神病床	全 県 域	12,554	12,842	△ 288
結核病床	全 県 域	218	200	18
感染症病床	全 県 域	74	72	2

備考 各欄に()で掲げた数は、承認済の病床整備計画を反映した場合の病床数である。

既存病床数の算定において、有床診療所の一般病床数については、平成19年1月1日以降に使用許可を受けたものに限られている。